

制 度 名	劇場・音楽堂等機能強化推進事業 (文化庁)	主管課名	生活文化課 文化振興 G		
		問合せ先	029-301-2824		
目的・趣旨	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の目的・内容を踏まえ、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業を支援することで、我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進することを目的とする。				
<p>[対象団体] 地方公共団体等</p> <p>[対象事業] (1) 劇場・音楽堂等機能強化総合支援事業⇒平成 31 年度は新規募集なし (2) 地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業 (3) 共同制作支援事業 (4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業</p> <p>[補助要件等] 補助を受けようとする事業と同一内容の事業について、既に文化庁の他の補助事業に応募している場合は、応募できない。</p> <p>[対象経費] 事業によって異なる。</p> <p>[補助限度額等] (1) 平成 31 年度は新規募集なし (2) 地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業 対象経費の 1/2, 自己負担の範囲内, 上限 4,000 万円 (3) 共同制作支援事業 対象経費の 2 分の 1 を限度, 自己負担の範囲内 (4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業 対象事業に必要な旅費及び運搬費の合計額を上限とする。バリアフリー・多言語対応については、それに加え、年間 50 万円を上限とする</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体が市町村の場合		補助対象 経 費 の 1/2 他	—	補助額の 残	—
[31 年度当初予算額] 2,601,000 千円 (国予算)		[31 年度補助対象団体] 平成 30 年 11 月 11 日締切 対象団体は平成 31 年 3 月末決定予定			
[備考] 平成 31 年度実施事業の募集は終了。					